第六の表貯研―1及び貯研―2の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―4及び貯研―6の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表貯研―13の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表貯研―27の項住所及び事業所の所在地の欄中「平井一〇九七番地」を「中区平井一〇九七番地」に改める。

第七の表排研―1の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。

第八の表防研―1の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―3及び防研―5の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―9の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―19の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表防研―20の項住所の欄中「和白丘二丁目二十六番十四号」を「香住ヶ丘六丁目四十二番二号」に改め、同表防研―21の項を削り、同表防研―30の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表防研―36の項の次に次のように加える。

防研―37	（防除作業従事者研修）規則第二十九条第四号ロに規定する研修	一般社団法人宮崎県ペストコントロール協会	宮崎県宮崎市大塚台西三丁目二十三番地一
		一般社団法人宮崎県ペストコントロール協会	宮崎県宮崎市大塚台西三丁目二十三番地一

平成二十三年四月二十六日

○農林水産省告示第千四百五十四号

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律（平成二十三年法律第三十三号）第七条第一項の規定により、宮城県亘理郡山元町長に代わって特定災害復旧等海岸工事を施行するので、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）第十二条第一項の規定に基づき、次のように公示する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

㈠　工事の区域

宮城県仙台湾沿岸磯浜漁港海岸

㈡　工事の開始の日

平成二十三年八月三日

○農林水産省告示第千四百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、社団法人秋田県農業公社が認定に関する業務を行う事業所について、平成二十三年七月二十九日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
秋田県秋田市中通六丁目七番九号	秋田県秋田市土崎港北二丁目十七番七十号

○農林水産省告示第千四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　宮城県刈田郡七ヶ宿町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年八月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町奥野字屋敷七五、八八、字甲ノ谷七八の一、七九の二、八四の二、妻鹿野字阪根一四八三、一四八四、一四八七、一四八八の一、一四八八の二、一四八八の四から一四八八の七まで、一四九五、一四九六の一から一四九七の四まで、一四九八の一、一四九八の三、一四九九、一五〇〇、一五〇一の一、一五〇二、一五〇三の一から一五〇三の三まで、一五〇八の一から一五〇八の三まで、一五〇九の一、一五〇九の三、一五一一の一、一五一四、一五一五、一五一六の一から一五一六の三まで、一五一七、一五一八、一五一九の一、一五二〇、一五二一の一、一五二二、一五二三、一五二四の一、字唐戸一五三〇、一五三一、一五三七（次の図に示す部分に限る。）、一五四三の一、一五四三の三、一五四四、一五四五の一、一五四五の二、一五四五の四から一五四五の八まで、一五五六、一五五七の一、一五五七の二、一五六四、一五六五の二、字方祖原一五七三の二から一五七三の四まで、一六一七から一六二〇まで、一六二一の一から一六二一の四まで、一六二二、一六二三の一、一六二四の一、一六二五、一六二六の一から一六二六の三まで、一六二七の一、一六二七の二、一六二八、一六三一の一から一六三一の四まで、一六三二の一、一六三三の二、一六三四、一六三五、一六三七の一、一六三八の一から一六三八の三まで、一六三九の一、一六三九の二、一六三九の三、一六四〇、一六四一の一から一六四一の五まで、字都倉一六五六から一七〇まで、字瀧谷一七四七から一七八〇まで、一七八三から一七八六まで、字階子谷一九四八から一九五一まで、一九六〇、一九六二から一九八四まで、字西谷通一九八五から二〇〇三まで

㈡　保安林として指定された目的　水源のかん養

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　㈠　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町奥野字井ノ口五、五の一、六、清徳字水出口三八の二、字上河原三九の二、字水出二三四から二三七まで、妻鹿野字西池野一一五、字東池野二一五、字中野二〇六七、二〇六八、字財尾山二〇八〇、二〇八一、二〇八四、二〇八六、二一〇二、二一〇三、鍛冶屋字屋敷一三〇、一三〇の二、一三一、字中ノ谷三三五から三三七まで、字屋敷ノ上エ三三八から三四〇まで、横田字西谷二四三の一、二四四、二四六の二、二四七、字丸尾二五六の一、字引尾二五八、新興寺字隠谷六八五の一、六八五の二、徳丸字寺谷一〇九一、字極楽尾下平一七四二、安井宿字白石谷一二六一

㈡　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈢　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字西谷二四三の一、二四四、二四六の二、二四七、字丸尾二五六の一、字引尾二五八、字隠谷六八五の一、六八五の二

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。